

University Academic Repository

外国の空港の搭乗カウンターで行われた不法行為に
おける国際裁判管轄及びその準拠法：
東京簡易裁判所平成22年1月18日判決

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2010-10-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石川, 光晴, イシカワ, ミツハル, Ishikawa, Mitsuharu メールアドレス: 所属:
URL	https://kaetsu.repo.nii.ac.jp/records/266

判例紹介

外国の空港の搭乗カウンターで行われた 不法行為における国際裁判管轄及びその準拠法

～東京簡易裁判所平成22年1月18日判決～

Die internationale Zuständigkeit für die unerlaubte Handlung
und das anwendbare Recht

—AG Tokio, Urteil vom 18.01.2010—

石川 光晴
Mitsuharu ISHIKAWA

<要約>

国際裁判管轄の問題は、渉外的要素を含む民事紛争について、どこの国の裁判所が管轄を有するかという問題である。例えば、わが国の法人が外国法人と国際取引を行い、当該取引について当事者間に紛争が生じた場合、当該紛争についてどこの国の裁判所が裁判管轄を有するかという問題（国際裁判管轄の問題）及びわが国の裁判所に管轄がある場合、当該事件についてどこの国の法が適用されるのかという問題（準拠法の決定の問題）が生じることになる。

この点、国際取引におけるケースでは、契約書において当事者が事前に裁判管轄及び準拠法の決定について合意しておく場合が大半であるが、不法行為に基づく損害賠償請求については、かかる問題について当事者間に事前の合意がない場合が多い。また、加害行為が行われた地と損害が発生した地が必ずしも同一であるとは限らないため、当事者が予測していない場所で損害が発生する、いわゆる隔地的不法行為のケースにおいては、当該損害の発生を根拠として当事者が予見しえなかった国において、損害賠償請求訴訟が提起されることもある。

本稿は、不法行為の直接の被害者ではない第三者が、不法行為の加害行為地とは異なる場所である日本国内において損害が発生したと主張して、わが国の裁判所に提起した民事訴訟における国際裁判管轄及び準拠法の決定の問題に関する裁判例を紹介し、若干の検討を試みるものである。

<キーワード>

国際裁判管轄、特段の事情、準拠法、営業所、外国法人、法の適用に関する通則法、隔地的不法行為、加害行為地、損害発生地、予見可能性

1 事実の概要

埼玉県戸田市に本店を有する中古建設機械等の販売を行う会社である株式会社X（原告）は、外国企業である訴外A社との間で中古建設機械等を販売する目的で、Aのエンジニアである訴外Bを日本に招聘し、売買契約の締結交渉を行うために日程等を組んでその準備を整えていた。

ところが、渡航当日である2009年2月3日（現地日）、Bがバングラディッシュのダッカ国際空港において、外国の法令に準拠して設立され、航空運送業務を目的とする外国会社であるY（被告、シンガポール・エアラインズ・リミテッド）の航空券を購入し、搭乗カウンターにおいて搭乗手続きを行おうとしたところ、当該搭乗手続きカウンターにおいて、Yの従業員Cが、Bの提示したビザが偽物である疑いがあることを理由にBの搭乗を拒絶すると同時に、Bに対して現地通貨で50,000TAKAを支払えば搭乗させる旨の発言をした。B及びCは、その後、搭乗手続きカウンターにおいてBのビザの真偽及び搭乗の可否を巡って約2時間に渡って押し問答を続けたが、結局、BはYの航空機に搭乗することはできなかった。

Bから連絡を受けたXの代表取締役であるDは、2009年2月5日（現地日）に東京都千代田区にあるYの日本支店を訪れ、同支店の従業員であるEに事情を説明し、Bを搭乗させるよう要求したが、結局、Bは2009年2月5日（現地日）もYの航空機に搭乗することができなかった。

そこでXは、Bが航空機に搭乗できなかったことは、Yの現地従業員であるCの妨害行為に起因するものであると主張し、Cによって行われた不法行為によって、Xが支出した出張経費、Bの出迎え費用、XとAとの間で行われる予定であった商談の機会を逸失したことによる精神的損害の慰謝料等及びその他経費等を含めて合計133万9639円の損害が発生したとして、その損害の賠償を求めて東京簡易裁判所に訴えを提起した。

2 判旨

「本件は、バングラディッシュのダッカ国際空港内においてB氏が被告の職員から搭乗拒否されたことに起因し、Xが、日本国内で予定していた同人との商談機会を逸失したことで、商談の経費等についての損害及び精神的な損害を被ったとして、Yに対し、不法行為責任に基づく損害賠償を請求するものである。」

「本訴請求は、国外で行われた不法行為に基づき、遠隔の地である我が国内で損害が発生したと主張する隔地不法行為に基づく損害賠償を請求するものである。Xは、有楽町にあるYの事務所において、Eを通じ又はXの通訳を介してY担当者と交渉した経緯等を主張するが、本件の不法行為の主要な部分は、バングラディッシュ国内で行われたものであるとの事実は明白であり、我が国内での交渉等は副次的なものと考えられる。」

「以上の事実を前提にして、法の適用に関する通則法（以下『通則法』という。）の規定に従い準拠法を選択した場合、通則法はその 17 条で、不法行為は『結果発生地法』によるとする一方で、加害者が結果発生地を予測しえないときは『加害行為地法』による（但書き）としている。同但書きによれば、加害行為時において、その後の損害の発生地が予測できた場合に限っては、同被害が発生した地も結果発生地となり得ると解釈できることから、バングラディッシュのダッカ国際空港における搭乗拒否行為時に、果たして日本国内で、Xの被害を予測できたか否かを検討する必要がある。」

「Yは、航空運送契約の当事者であるB氏を搭乗拒否した結果、同人に被害を与えるであろうことは予測できたとしても、同契約の当事者ではなく、しかも日本に本店所在地のあるXに被害を与えることまでは通常予測できないと考えるべきであり、……本件は、加害者が結果発生地を予測しえないときは『加害行為地法』による（但書き）場合に該当し、加害行為地法として指定すべき法であるバングラディッシュの法が準拠法となる。」

「更に、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である。」「そして、我が国の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、Yを我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである。」

「本件は、バングラディッシュのダッカ国際空港内においてB氏が搭乗手続を行う際に発生したことに起因する紛争であって、バングラディッシュ国内に、多くの関係者が存在することは明らかであり、証拠方法が同地に集中しているものと考えられる。特に、本件では、……通則法第 17 条但書きの予測可能性をめぐって見解を異にしている事情もあることから、現地における関係者の証言内容等が審理に及ぼす影響は大きいものと推察できる。他方、Xは海外に中古建設機械等を輸出する商談のため、海外を訪れる等していた業者であることが窺えることから、外国の裁判所に訴訟を提起させることがXに想定し得ない程度に過大な負担を課することになるとも言えない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することをYに強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということが出来る。」

3 解説

(1) 問題の所在

本件東京簡易裁判所判決（以下、「本判決」という。）において争点となっている国際裁判

管轄の問題は、渉外的要素を含む民事紛争について、どこの国の裁判所が管轄を有するかというものであり、ある国が自国の裁判権をどの範囲まで及ぼすことができるかという問題である。

民事訴訟において国際裁判管轄の問題が生じた場合、現在、国際間での移送の制度がないため、当該事件を審理するのに適切であると判断された外国の裁判所に事件を移送することはできない¹⁾。したがって、当事者が訴訟提起した裁判所が国際裁判管轄を有しない場合、あるいは民訴法の規定等により当該裁判所に管轄が認められる場合であっても、当該裁判所が審理を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速等の観点から不適切であると判断される場合、かかる訴えは却下されることになる²⁾。

本判決で問題となっているのは、不法行為の加害行為地と損害という結果が発生した地が異なる、いわゆる隔地的不法行為による損害賠償請求訴訟における国際裁判管轄及びその準拠法である。本稿は、本判決を紹介した上で、国際裁判管轄及び隔地的不法行為における準拠法の決定の問題について、学説及び判例を概観し、若干の検討を行うものである³⁾。

なお、本判決は、簡易裁判所における事件ということもあってか、筆者が調査した限りにおいて、判例集及び判例・法律雑誌において公刊されていないようである⁴⁾。そこで、学問的資料として活用できるよう、判決文全文を掲載することにした。また、本件は、原告による本人訴訟であることを付記しておく。

(2) 国際裁判管轄に関する学説

国際裁判管轄については、前述のとおり、ある国が自国の裁判権をどの範囲まで及ぼすかという問題が存する⁵⁾。現在のところ、わが国には、国際裁判管轄を直接規制する条文が民事訴訟法等に置かれていないため、いかなる基準で国際裁判管轄を決定すべきかをめぐり学説は対立している⁶⁾。

国際裁判管轄に関する従来の学説は、国際裁判管轄は当事者間の公平、裁判の適正・迅速により条理によって決すると解する管轄配分説、わが国の民事訴訟法の規定する裁判籍がわが国にあるときは、わが国の裁判所が国際裁判管轄を有すると逆に推知されると解する逆推知説、当事者の利益や便宜、事案の内容、性質、一定の国と事件との関連性などを比較衡量して管轄を決定すると解する利益衡量説、民事訴訟法の土地管轄規定を離れて、国際訴訟に見合った事件類型を独自に立てた上で、管轄を基礎づけるための要件を定立しようと解する新類型説に分類することができる⁷⁾。

(3) 国際裁判管轄に関するわが国の判例の動向

わが国において財産関係事件の国際裁判管轄に関するリーディングケースとなった事件が、本判決においても引用されているマレーシア航空事件（最高裁昭和56年10月16日第二小法廷判決・民集35巻7号1224頁）である⁸⁾。以下において国際裁判管轄に関して重要な判

例・裁判例であるマレーシア航空事件、わが国の裁判所に国際裁判管轄を認めることが当事者間の公平、裁判の適正・迅速に反する「特段の事情」があるとして、わが国の国際裁判管轄を否定した遠東航空事件（東京地裁昭和 61 年 6 月 20 日中間判決判時 1196 号 87 頁、判タ 604 号 138 頁）、最高裁としてはじめて「特段の事情」論を採用したドイツ車預託金事件（最高裁平成 9 年 11 月 11 日第三小法廷判決・民集 51 卷 10 号 4055 頁）の 3 つを取り上げ、わが国の国際裁判管轄に関する判例・裁判例の流れを概観することにした。

① マレーシア航空事件

マレーシア航空事件は、マレーシア国内において、Y（マレーシア航空）の搭乗券を購入し、同社の航空機に搭乗した日本人である訴外 A が、搭乗した航空機のハイジャックに起因する墜落事故により死亡したことを理由に、A の遺族である X が損害賠償請求権を相続したとして名古屋地方裁判所に訴訟を提起したという事案である。第 1 審（名古屋地判昭和 54 年 3 月 15 日）は、国際裁判管轄権はわが国内法上規定がないため、条理に従って決定するとした上で、右事件の運送契約の履行地、契約締結地、航空機の墜落事故発生地の内いずれもマレーシア連邦国内にあるため、被告である Y が東京都港区内に営業所を有するとしても、日本に裁判管轄権を認めることが適正な裁判、正義公平の観念にてらし、条理上相当であるとは認められないとして、原告の訴えを却下した。

これに対して原告が控訴したところ、原審（名古屋高判昭和 54 年 11 月 12 日）は、被控訴人であるマレーシア航空は、日本における代表者を定め、東京都港区に営業所を設けており、右営業所所在地が Y の普通裁判籍の所在地となること、控訴人の住所地が本件請求にかかる義務履行地となること等を理由に、わが国の裁判所に裁判管轄権があることが条理上当然であると判示し、原判決を取消し、審理を第 1 審に差し戻したため、Y が上告した。

本件事案に対し最高裁は、「思うに、本来国の裁判権はその主権の一作用としてされるものであり、裁判権の及ぶ範囲は原則として主権の及ぶ範囲と同一であるから、被告が外国に本店を有する外国法人である場合はその法人が進んで服する場合のほか日本の裁判権は及ばないのが原則である。しかしながら、その例外として、わが国の領土の一部である土地に関する事件その他被告がわが国となんらかの法的関連を有する事件については、被告の国籍、所在のいかんを問わず、その者をわが国の裁判権に服させるのを相当とする場合のあることをも否定し難いところである。そして、この例外的扱いの範囲については、この点に関する国際裁判管轄を直接規定する法規もなく、また、よるべき条約も一般に承認された明確な国際法上の原則もいまだ確立していない現状のもとにおいては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念により条理に従って決定するのが相当であり、わが民訴法の国内の土地管轄に関する規定、たとえば、被告の居所（民訴法 2 条〔現 4 条 2 項〕）、法人その他の団体の事務所または営業所（同 4 条〔現 4 条 4 項・5 項〕）、義務履行地（同 5 条〔現 5 条 1 号〕）、被告の財産所在地（同 8 条〔現 5 条 4 号〕）、不法行為地（同 15 条〔現 5 条 9 号〕）、

その他民訴法の規定する裁判籍のいずれかがわが国内にあるときは、これらに関する訴訟事件につき、被告をわが国の裁判権に服させるのが右条理に適うものというべきである」とし、「原審の適法に確定したところによれば、Yは、マレーシア連邦会社法に準拠して設立され、同連邦国内に本店を有する会社であるが、Bを日本における代表者と定め、東京都港区……に営業所を有するというのであるから、たとえYが外国に本店を有する外国法人であっても、Yをわが国の裁判権に服させるのが相当である。」と判示した。

この判決は、一般論として、判決前段部分において管轄配分説が原則であるとしながらも、後段部分では逆推知説が妥当であると判示したことについて、論理構成に一貫性がないとして、学説上の批判がなされている⁹⁾。

② 遠東航空事件

マレーシア航空事件以後、下級審は右事件を踏襲する判断を下していくが、右事件で判示された解釈では、わが国の裁判所の国際裁判管轄の範囲が広範すぎるという理由で、下級審は、わが国の裁判所で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという条理に反する結果となる事情が存在するときは、わが国の国際裁判管轄を否定するという、いわゆる「特段の事情」論により国際裁判管轄の拡大に歯止めをかける解釈を行うようになっていった。ここで、本判決と同様に「特段の事情」に基づきわが国の国際裁判管轄を否定した裁判例である遠東航空事件を取り上げることにしたい¹⁰⁾。

遠東航空事件は、台湾の航空会社である訴外A（遠東航空）の所有する航空機が、台湾国内において墜落したため、日本人乗客の遺族Xらが、墜落した航空機の製造者であるY₁（ボーイング社）及び遠東航空に墜落した機体を売却したY₂（ユナイテッド・エア・ラインズ社）に対し損害賠償請求訴訟を提起したという事案である。原告らは、日本での訴訟に先立ち、米国カリフォルニア州において損害賠償請求訴訟を提起したが、米国の裁判所は、台湾が適切な法廷地であること等を理由に「不便宜な法廷地（forum non conveniens）」の法理により、当該訴えを却下した。なお、被告であるY₂は、東京都千代田区に営業所を有していた。

東京地裁は、マレーシア航空事件を踏襲し、国際裁判管轄について条理に従って決定するとした上で、「民事訴訟法の国内の土地管轄に関する規定に定められている裁判籍のいずれかが日本国内にあるときは、特段の事情がない限り、わが国の裁判所に管轄権を認めるのが、右条理に適う」とし、右「特段の事情とは、わが国の裁判所に管轄権を認めることが、当該訴訟における具体的事実関係に照らして、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する結果となるような事情を意味する」と判示した。そして、「本件事故機に欠陥があつたのか否か、その欠陥が本件事故の原因となつたのか否かについて判断するためには、当然、訴外Aの保守、整備状況が明らかにされなければならない」が、訴外Aの「記録文書、保守、整備の担当者、本件事故機の残骸、事故原因調査小委員会の委員等の本件事故の原因

を審理するために重要な証拠ないし証拠方法は、いずれも台湾に存在するものと推認される
ところ、わが国と台湾の間には現在正常な国交がなく、これらの証拠ないし証拠方法をわが
国の裁判所が司法共助により利用することができず、「これらの証拠をわが国の裁判所が使
用できないとすれば、本件事故機に欠陥が存在し、その欠陥が本件事故の原因になったのか
否かについて、わが国の裁判所が証拠に基づく適正な裁判を行うことは著しく困難である」
ため、「本件訴訟をわが国の裁判所において審理、判断する場合には、裁判の適正を期する
という理念に反する結果となるおそれがあるというべきである」一方で、「Xらが台湾において
本件損害賠償請求の訴を提起せざるをえないとしても格別当事者間の公平という理念に反す
る点は見出せないのであるから、結局本件訴訟についてはわが国の裁判所に管轄権を認める
ことは相当ではないと考えるべき前記特段の事情がある」と判示して、原告らの訴えを却下
した。

③ ドイツ車預託金事件

前述のとおり、マレーシア航空事件以後、わが国の下級審は「特段の事情」論に従って国
際裁判管轄の有無を審査していったが、そうした下級審の流れを受け、最高裁としてはじめ
て「特段の事情」論を採用した事件が、いわゆるドイツ車預託金事件¹¹⁾である。

本件の事実の概要は、次のとおりである。自動車及びその部品の輸入等を目的とする日本
法人であるXは、ドイツに居住し、営業活動を行ってきた日本人であるYと、昭和62年に
フランクフルト市において、XがYに欧州各地からの自動車の買い付け、代金の支払い、預
託金の管理等を内容とする契約を締結した。Xは、Yの要求により、本件契約に基づく自動
車の買い付けのための資金として約9,000万円をYに送金したが、その後、XはYの預託金
の管理に不信感を募らせるようになった。そこでXは、Yに対して自動車代金の決済につ
いて信用状によって行うことを提案し、預託金の返還を求めたが、Yが預託金を返還しな
いため、Xの本店所在地が預託金返還債務の義務履行地であるとして千葉地方裁判所に本件訴訟
を提起した。

第1審（千葉地判平成4年3月23日）は、外国に居住する者との間における民事訴訟に
ついては、当事者間の公平、裁判の適正・迅速という理念から条理に従って国際裁判管轄を
決定するとした上で、①本件契約がドイツで締結されていること、②業務内容のほとんどが
ドイツ国内に関するものであること、③預託金返還債務の履行地を日本とする旨の明示また
は黙示の同意が存在しないこと、④ドイツ民法によれば、給付は債務者が債権発生ときに
住所を有していた場所であることから、Yが本件契約に関して日本に訴えが提起されること
を予想することは困難であるとして、Xの訴えを却下した。

これに対してXが控訴したところ、原審（東京高判平成5年5月31日）は、本件契約の
準拠法が日本法とする黙示の合意があったことを認め、Xの本店があるわが国に裁判管轄が
生じるとする一方で、Yがフランクフルト市内に住所を有しており、ドイツ民法上も裁判

管轄が生じるとした上で、①Yがドイツ国内に居住し、フランクフルトを本拠として営業活動をしていること、②本件契約がドイツ国内の取引に密接に関連するものであり、本件契約に関して生じる紛争は、主としてドイツ国内の取引に関するものと予想されること、③義務履行地を根拠としてわが国の裁判所に裁判管轄が認められるためには、契約上の義務履行地をわが国内とすることが明確に合意されている場合に限られるものと解するのが相当であるところ、かかる合意をしたと認めるに足る証拠はないこと等を理由に、わが国の国際裁判管轄を否定し、Xの控訴を棄却した。そこでXが上告した。

本件事案に対し、最高裁は、「被告が我が国に住所を有しない場合であっても、我が国と法的関連を有する事件について我が国の国際裁判管轄を肯定すべき場合のあることは、否定し得ないところであるが、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である」とし、「そして、我が国の民訴法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである」とした上で、「本件契約は、ドイツ連邦共和国内で締結され、Yに同国内における種々の業務を委託することを目的とするものであり、本件契約において我が国内の地を債務の履行場所とすること又は準拠法を日本法とすることが明示的に合意されていたわけではなから、本件契約上の債務の履行を求める訴えが我が国の裁判所に提起されることは、Yの予測の範囲を超えるものといわざるを得ない。また、Yは、20年以上にわたり、ドイツ連邦共和国内に生活上及び営業上の本拠を置いておりYが同国内の業者から自動車を買付け、その代金を支払った経緯に関する書類などYの防御のための証拠方法も、同国内に集中している。他方、Xは同国から自動車等を輸入していた業者であるから、同国の裁判所に訴訟を提起させることがXに過大な負担を課することになるともいえない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することをYに強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件契約の効力についての準拠法が日本法であるか否かにかかわらず、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということが出来る」と判示した。

本件最高裁判決で考慮された特段の事情の要素は、①わが国で訴訟を提起されることについての被告の予測可能性、②被告の本拠地、③証拠方法の所在、④原告の提訴にともなう負担の4点である¹²⁾。最高裁は、かかる4つの要素を総合的に判断することで、我が国の裁判所が国際裁判管轄を有するか否かを検討し、結論として、わが国の裁判所の国際裁判管轄を否定した。これに対し学説は、本件最高裁判決により「特段の事情」が一定程度類型化されたと評価する一方で、本件最高裁判決の前段部分で示された「我が国の民訴法の規定する裁

判籍のいずれかが我が国内に」存在するか否かについて判断をすることなく、特段の事情のみを考慮してわが国の国際裁判管轄を否定したことについては、「理論的な整合性に欠ける」と批判する見解がある¹³⁾。

(4) 不法行為に関する準拠法決定のルール

本判決では、国際裁判管轄の問題の他に、不法行為の加害行為地と損害の発生した地（結果発生地）とが異なる、いわゆる隔地的不法行為における準拠法の決定についても判示されているので、かかる隔地的不法行為における準拠法の決定のルールについて概観しておくことにしたい。

改正前の法例 11 条 1 項は、不法行為の準拠法について一律にその原因事実発生地法によると規定していたが、まさに本判決で問題となったように、加害行為地（行為者の意思活動が行われた地）と結果発生地（法益侵害の結果が現実に発生した地）とが異なる場合、すなわち隔地的不法行為の場合、加害行為地と結果発生地のいずれの地が不法行為地となると解するかについて争いがあった¹⁴⁾。そこで、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）第 17 条は、原則を結果発生地法とし、結果の発生について通常予見することができない場合には、加害行為地法とすると規定し、不法行為に関する準拠法ルールを明確化した。

通則法第 17 条の原則的な連結点である「加害行為の結果が発生した地」の解釈については、「加害行為によって直接の法益侵害の結果が現実に発生した地」であると解されている¹⁵⁾。そして、いかなる場合に同法第 17 条の但書の規定する「その地における結果の発生が通常予見することができない」場合に該当するのかがということが問題となるが、通則法第 17 条但書の規定する「その地における結果の発生が通常予見することができない」場合の予見の対象は、結果が発生するかどうかという場所的なものをいい、結果の発生そのものを対象とするというものではないと解されている¹⁶⁾。この場合、加害者である被告の予見可能性が問題となるが、予見可能性については、「加害者とその地における結果の発生を具体的に予見し得たか否か」という加害者の主観的事情を問題とするのではなく、客観的な規範の問題として、加害者および加害行為の性質・態様、被害発生状況等、当該不法行為に関する事情に照らして、その地における結果の発生が通常予見可能なものであったか否か」を問題とし¹⁷⁾、これは、当該加害者の主観ではなく、加害者と同一の立場にある一般人を基準に、加害者、加害行為の性質・態様、結果発生状況等により客観的・類型的に判断されるべきであるとされる¹⁸⁾。

(5) 改正法における「特段の事情」の明文化

法務省は、平成 22 年 3 月 2 日、第 174 回通常国会に民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案を提出した¹⁹⁾。右法案は、これまでわが国に存在しなかった国際裁判管轄関係の規定を新設するための法案であり、とくに第 3 条の 9 において「特段の事情（法案上は

「特別の事情による訴えの却下)」に関する規定が置かれている。紙幅の関係上、本稿では改正法案の第3条の9のみ、取り上げておくことにしたい。

第3条の9（特別の事情による訴えの却下）

「裁判所は、訴えについて日本の裁判所が管轄権を有することとなる場合（日本の裁判所によりのみ訴えを提起することができる旨の合意に基づき訴えが提起された場合を除く。）においても、事案の性質、応訴による被告の負担の程度、証拠の所在地その他の事情を考慮して、日本の裁判所が審理及び裁判をすることが当事者間の衡平を害し、又は適正かつ迅速な審理の実現を妨げることとなる特別の事情があると認めるときは、その訴えの全部又は一部を却下することができる。」

5 本判決に対する検討

(1) 国際裁判管轄関係

以上を踏まえた上で、本判決に対する若干の検討を行いたい。まず、国際裁判管轄について検討するが、本判決は、マレーシア航空事件最高裁判決により示された基準である、国際裁判管轄の有無の判断について、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を内容とする条理に従って国際裁判管轄を決定するというアプローチを前提に、各事案における個別具体的事情の中にかかる条理に反する「特段の事情」があるか否かについて検討するという「特段の事情」説に従い、国際裁判管轄の有無を判断していることについては、これまでのわが国の判例・裁判例と同様である。

本判決は、「特段の事情」があることを理由に、わが国の国際裁判管轄を否定したが、本判決が「特段の事情」として判断した要素は、①本件において損害賠償請求の根拠となっている不法行為の加害行為が、バングラディッシュ・ダッカ国際空港内で発生していたこと、②本件の関係者の多くが同国内に存在していたことから、関係者に対する証人尋問等を含め、本件の判断に必要不可欠であろう証拠方法が同国内に集中していたこと、③原告は中古建設機械等の販売のために海外を訪れるなどしていた業者であったことから、同国内で訴訟を提起することについて過大な負担を課することにならないことの3点である。

ところで、本件被告は東京都千代田区に日本支店を有しており、かつ日本における代表者が定められている。この事実をマレーシア航空事件に当てはめた場合、少なくともわが国の民訴法第4条5項の規定する外国法人等の普通裁判籍が日本に存在することになるため、わが国に国際裁判管轄が認められることになる²⁰⁾。また、民訴法第5条5号の規定する財産権上の訴えについての事務所又は営業所所在地の特別裁判籍については、「その事務所又は営業所における業務に関連すること」という要件を充たす必要がある²¹⁾。本件事案について、被告の日本支店に業務関連性が認められるか否かについて検討するに、右支店は、確かに原告

との数日間に渡るやり取りに関与しているが、その内容は、原告とバングラディッシュ・ダッカ国際空港カウンターにおけるトラブルにおける双方の主張を仲介したという程度であるから、日本支店の本来の業務とは何らの関係もなく、直接的な業務関連性はないといえよう。そうすると、被告の日本支店の関与の度合いがかかる程度（たとえ被告の日本支店が、本店を交えて数日間に渡るやり取りに関与していたとしても、右支店が、本件トラブルについて主体的に何らかの判断をしたような事実は、判決文からは窺えない）である以上、業務関連性は否定すべき事案であると思われる。さらに、民訴法5条9号の規定する不法行為に関する特別裁判籍については、結果発生地も含まれると解するのであれば、（これについてはさらなる検討を要するとしても）認められる余地はあろう²²⁾。

以上のとおり、被告には、少なくとも民訴法4条5項の規定による外国法人等に対する普通裁判籍が認められることになるが、この点について本判決は明らかにしていない。そこで、ドイツ車預託金事件で判示された、わが国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという条理に反する結果となる「特段の事情」の有無が検討されなければならない。本判決では、①バングラディッシュ国内に、多くの関係者が存在し、証拠方法が同地に集中していること、②当事者が通則法第17条但書きの予見可能性をめぐって見解を異にしている事情があり、現地における関係者の証言内容等が審理に及ぼす影響が大きいと推察できること、③Xは海外に中古建設機械等を輸出する商談のため、海外を訪れる等していた業者であることから、外国の裁判所に訴訟を提起させることがXに想定し得ない程度に過大な負担を課することになると言えないことの3点が特段の事情の判断要素とした上で、わが国の裁判所において本件訴訟に应诉することをYに強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反し、国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があると判示したものである。しかし、本判決は、ドイツ車預託金事件と同様に、わが国の民訴法上の裁判籍が認められるか否かについて明確に判断することなく、特段の事情の有無のみによって国際裁判管轄を否定しており、本判決でも引用されているマレーシア航空事件最高裁判決で判示された基準との整合性に欠ける。かかる理論構成は、ドイツ車預託金事件最高裁判決に対してなされた「理論的な整合性にかける」との批判が、そのまま当てはまることになる。

(2) 準拠法関係

本件では、不法行為地（加害行為地）がバングラディッシュ国内であることについて当事者間に争いがなかったため、隔地的不法行為が問題となる。通則法17条の規定によれば、原則として、結果発生地法である日本法が準拠法となるが、本件被告が、ダッカ国際空港内で行われた不法行為により、日本国内において損害が発生することを通常予見できなかった場合、加害行為地法であるバングラディッシュ法が準拠法となる。そこで、被告の予見可能性の有無が争点となるが、①被告の日本支店において数日間に渡ってやり取りがなされていること、

②被告の運行する航空機が日本に就航していること、③搭乗手続きの際に日本へ渡航する目的を説明していることは、当事者間に争いがない事実である。かかる事実をどのように評価するかによって予見可能性の有無についての判断は異なることになると思われるが、本判決の結論とは別にして、一般的に、不法行為の直接の被害者であるB氏ではなく、日本国内にいる原告に損害が発生することについて、被告が通常予見することが困難であった事例ではないかと思われる。

(3) 残された課題

本判決は、本人訴訟ということもあつてか、具体的事実関係が不明瞭で判然としない部分が多く、また、本判決文を掲載する関係上、紙幅の問題もあり、本判決で提起された問題について本稿で詳細に検討することができなかったが、本件は控訴がなされ、控訴審が係属しているようであるので、控訴審判決が下された時点を契機とし、稿をあらためて本件が提起する問題点について検討することにしたい。

※本稿脱稿後、野村美明「管轄システムからみた外国法人等の国際裁判管轄」阪大法学 60巻1号41頁に接した。

(判決文全文)

東京簡易裁判所平成22年1月18日判決、平成21年(ハ)第37727号損害賠償請求事件
訴え却下【控訴】(関係者一部仮名)

<当事者>

原告	株式会社 X
代表者代表取締役	甲山 太郎
被告	シンガポール・エアラインズ・リミテッド
日本における代表者	乙川 一郎
訴訟代理人弁護士	山下 淳
同	梶原 俊史

【主文】

- 1 本件訴えを却下する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

【事実及び理由】

第1 請求

被告は、原告に対し、133万9639円及びこれに対する平成21年10月31日から支払い済みまで年12パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、海外の企業であるA社に中古建設機械等を販売する目的で同社のエンジニアであるB（以下「B氏」という。）を日本に招聘し、日本における商談のため日程等を組んで万全の準備を整えていたところ、B氏が被告の妨害行為によって搭乗を予定していた飛行機に搭乗できなかったことにより、被告は、B氏の出張経費、出迎え費用、商談の機会逸失による精神的損害の慰謝料等及びその他経費等合計133万9639円の被害を被ったとして、同金額及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成21年10月31日から支払い済みまで年12パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

1 争いのない事実等

- (1) B氏は、2009年2月3日（現地日）、バングラディッシュにおいて、ダッカ発SQ435便、シンガポール乗換SQ12便（平成21年2月4日午後5時20分成田国際空港着）の航空券を購入した。
- (2) B氏がダッカ発SQ435便に搭乗するため、ダッカ国際空港の搭乗手続カウンターで搭乗手続を行った際、空港職員とB氏との間で概ね次のようなやり取りがあった。
 - ア 空港職員は、B氏に対し、ビザが本物か偽物か判別できないので搭乗券は出せないと言った。
 - イ 同カウンターの1人であったCは、「50,000TAKA（バングラディッシュの通貨）払えば搭乗券を出してやる。」と言った。
 - ウ その後、約2時間程度、押し問答となったが、カウンター席にいた他の職員は、誰もB氏を助けなかった。
- (3) 2009年2月3日（現地日）、B氏はダッカ発SQ435便に搭乗できなかった。
- (4) 原告の代表取締役甲山太郎（以下「甲山」という。）は、平成21年2月5日、被告の有楽町事務所に赴き、2009年2月5日（現地日）、B氏がダッカ発SQ435便に搭乗できるように要望した。同事務所では、被告の社員であるE（以下「E」という。）が対応した。
- (5) 2009年2月5日（現地日）、B氏は、ダッカ発SQ435便に搭乗できなかった。
- (6) 被告は、外国の法令に準拠して設立された外国会社であり、旅客、貨物、郵便の航空運送業務を目的とする。その本店所在地は、「シンガポール819829、エアラインロード25、エアラインハウス」である。なお、被告は日本に支店を有しており、その所在地は、「東京都千代田区有楽町一丁目10番1号有楽町ビルディング」である。
- (7) 原告は、「埼玉県戸田市笹目八丁目1番7号」に本店を有する株式会社である。

2 本案前の争点

本件訴えについて、我が国に国際裁判管轄があるか。

3 本案前の争点に関する当事者の主張

- (1) 被告の主張

本件訴えは、以下の理由により、日本国に国際裁判管轄がない。

- (フ) 本件における原告の請求は、不法行為に基づく損害賠償請求であると解されるが、問題とされている不法行為は、外国法人の海外支店により、原告以外の外国人に対して海外で行われたものであり、当該被害者外国人の取引相手と称する本邦の法人である原告が当該不法行為の結果、被害を被ったと主張するものである。不法行為を原因とした結果の発生が日本国において発生することが予測できないような場合には、日本国の国際裁判管轄を認めることはできない。被告は、日本国で「結果」が発生することは予測していなかった。したがって、本件については、被告に結果発生予測可能性がない以上、日本国の国際裁判管轄は存在しない。なお、本件では、次のとおり日本国の国際裁判管轄を否定すべき「特段の事情」がある。
- (イ) 被告は、シンガポールに本拠を有する外国法人であり、被告の経済活動の本拠地はシンガポールにある。
- (ロ) 証拠方法が日本国よりもバングラディッシュに集中している。
- (エ) 被告は、航空運送契約の当事者であるB氏に訴えを提起されることは予測できたとしても、同契約の当事者ではなく、しかも日本に本店所在地のある原告から訴えを提起されることは通常予測できない。
- (オ) 被告は、バングラディッシュにおいてB氏を搭乗拒否したのであって、日本において損害の発生することは通常予見できないことから、不法行為地であるバングラディッシュの法が準拠法となる（法の適用に関する通則法 17 条但書き）。

(2) 原告の主張

本件訴えについては、以下の理由により日本国の国際裁判管轄がある。

- (フ) 被告の経済活動の本拠地はシンガポールではあるが、国際便を運行している以上、全ての乗客は多国間を移動するのであり、運行管理の責任も多国に及ぶ。
- (イ) 証拠方法の集中地はダッカ国際空港であるが、被告の運航管理責任は、どの国の国際空港でも同一である。
- (ロ) 被告は、日本で訴訟が提起されることについての予見可能性を否定するが、次の理由で、被告には予見可能性があった。
- ① B氏は、2009年2月3日（現地日）、ダッカ発SQ435便への搭乗手続の際、ビザを提示し、日本に行く目的、日程等を説明した。
 - ② 平成21年2月5日、甲山は、有楽町の被告事務所において、Eに対し、事情を説明し、B氏の再搭乗手続を申し入れた。
 - ③ 2009年2月7日（現地日）、ダッカ発SQ435便へのB氏の搭乗手続を行う際、原告の通訳は、ダッカ国際空港の担当者に対し、国際電話で、再度搭乗拒否をした場合は大問題になる旨を伝えた。

第3 本案前の争点に対する判断

本案前の主張（国際裁判管轄の有無）について

(1) 当裁判所は、本件に基づく原告の被告に対する損害賠償請求権の有無につき、わが国は国際裁判管轄を有しないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

ア 本訴請求に係る損害賠償請求は、被害の結果が発生した地が我が国内であり、また同債務の履行地は原告が住所を有する我が国内にあるとして、我が国の国際裁判管轄を肯定すべき旨を主張をするものと思われるが、前記事実関係によれば、本件は、バングラディッシュのダッカ国際空港内においてB氏が被告の職員から搭乗拒否されたことに起因し、原告が、日本国内で予定していた同人との商談機会を逸失したことで、商談の経費等についての損害及び精神的な損害を被ったとして、被告に対し、不法行為責任に基づく損害賠償を請求するものである。

イ 本訴請求は、国外で行われた不法行為に基づき、遠隔の地である我が国内で損害が発生したと主張する隔地不法行為に基づく損害賠償を請求するものである。原告は、有楽町にある被告の事務所において、Eを通じ又は原告の通訳を介して被告担当者と交渉した経緯等を主張するが、本件の不法行為の主要な部分は、バングラディッシュ国内で行われたものであるとの事実は明白であり、我が国内での交渉等は副次的なものと考えられる。

ウ 以上の事実を前提にして、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）の規定に従い準拠法を選択した場合、通則法はその17条で、不法行為は「結果発生地法」によるとする一方で、加害者が結果発生地を予測しえないときは「加害行為地法」による（但書き）としている。同但書きによれば、加害行為時において、その後の損害の発生地が予測できた場合に限っては、同被害が発生した地も結果発生地となり得ると解釈できることから、バングラディッシュのダッカ国際空港における搭乗拒否行為時に、果たして日本国内で、原告の被害を予測できたか否かを検討する必要がある。

エ 被告は、航空運送契約の当事者であるB氏を搭乗拒否した結果、同人に被害を与えるであろうことは予測できたとしても、同契約の当事者ではなく、しかも日本に本店所在地のある原告に被害を与えることまでは通常予測できないと考えるべきであり、この点での被告の主張は、相当である。したがって、本件は、加害者が結果発生地を予測しえないときは「加害行為地法」による（但書き）場合に該当し、加害行為地法として指定すべき法であるバングラディッシュの法が準拠法となる。

オ 更に、どのような場合に我が国の国際裁判管轄を肯定すべきかについては、国際的に承認された一般的な準則が存在せず、国際的慣習法の成熟も十分ではないため、当事者間の公平や裁判の適正・迅速の理念により条理に従って決定するのが相当である（最高裁昭和55年（オ）第130号同56年10月16日第二小法廷判決・民集35巻7号1224頁）。そして我が国の民事訴訟法の規定する裁判籍のいずれかが我が国内にあるときは、原則として、我が国の裁判所に提起された訴訟事件につき、被告を我が国

の裁判権に服させるのが相当であるが、我が国で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情があると認められる場合には、我が国の国際裁判管轄を否定すべきである（最高裁平成5年（オ）第1660号同9年11月11日第三小法廷判決・民集51巻10号4055頁参照）。

カ 前記のとおり、本件は、バングラディッシュのダッカ国際空港内においてB氏が搭乗手続を行う際に発生したことに起因する紛争であって、バングラディッシュ国内に、多くの関係者が存在することは明らかであり、証拠方法が同地に集中しているものと考えられる。特に、本件では、前記第2の3記載のとおり、通則法第17条但書きの予見可能性をめぐって見解を異にしている事情もあることから、現地における関係者の証言内容等が審理に及ぼす影響は大きいものと推察できる。他方、原告は海外に中古建設機械等を輸出する商談のため、海外を訪れるなどしていた業者であることが窺えることから、外国の裁判所に訴訟を提起させることが原告に想定し得ない程度に過大な負担を課することになるとも言えない。右の事情を考慮すれば、我が国の裁判所において本件訴訟に応訴することを被告に強いることは、当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反するものというべきであり、本件については、我が国の国際裁判管轄を否定すべき特段の事情があるということが出来る。

- (2) 以上を総合考慮すれば、本件においては、民事訴訟法の規定する裁判籍は、わが国内には存在しないというべきであり、その余の点を判断するまでもなく、本件訴えは不法法というべきであって、却下を免れない。

よって、主文のとおり判決する。

裁判官 八木澤秀司

注

- 1) 国内事件であれば、当事者が誤ってわが国の民事訴訟法の土地管轄の規定に違反し、管轄を有しない裁判所に訴えを提起した場合であっても、受訴裁判所は民訴法の規定に従い、管轄を有する裁判所に事件を移送することができる（民訴法16条）。また、受訴裁判所が管轄を有している場合であっても、訴訟が著しく遅滞したり、当事者間の衡平をはかるために必要があると認められる場合等、当該事件を審理するのに不適切であると判断される場合は、申立てによりまたは職権で訴訟の全部または一部を他の管轄裁判所に移送することができる。小林秀之＝村上正子『国際民事訴訟法』（弘文堂、2010）35頁。
- 2) 小林他・前掲注1）35頁以下参照。
- 3) 国際裁判管轄に関するわが国の判例及び裁判例について「特段の事情」を中心に分析、検討したものととして、河野俊行＝早川吉尚＝高畑博文「国際裁判管轄に関する判例の機能的分析——『特段の事情』を中心として」NBL890号72頁がある。右論文は国際裁判管轄における「特段の事情」について判示された事件を網羅的に分析・検討するものであり、国際裁判管轄における特段の事情を検討する上で極めて重要な文献である。

- 4) 筆者が「LEX/DB」及び主要な法律雑誌について調査した限り、本件は掲載されていない。また、河野他・前掲注3)においても、簡易裁判所において国際裁判管轄について判断された事例は掲載されていない。
- 5) 小林他・前掲注1) 36頁以下、石黒一憲「涉外訴訟における訴え提起—国際裁判管轄に重点を置きつつ—」『講座民事訴訟②訴訟の提起』(弘文堂、1984) 27頁。
- 6) 国際裁判管轄に関しては、現在開会中である第174回通常国会に「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法律案」が提出されている。これについては本稿4(5)を参照。
- 7) 国際裁判管轄に関する学説については、新堂幸司=小島武司編『注釈民事訴訟法(1)』(有斐閣、1991) 100頁以下(道垣内正人)、小林他・前掲注1) 37頁以下、小島武司・猪股孝史「国際裁判管轄」石川明=小島武司編『国際民事訴訟法』(青林書院、1994) 34頁以下を参照。国際裁判管轄をめぐる学説について、小林他前掲注1) 38頁は、「もともと、純粹な逆推知説や利益衡量説という両極端の2説については、現在ほとんど支持者はなく、予測可能性や法的安定性と具体的妥当性の調和の観点から、両者の中間に学説は分布している状況であり、単純化していえば、国内土地管轄規定を一応の基準として承認しつつも、国際的観点を含めた具体的妥当性の観点からの修正調整を目指す点では、ほぼ共通している」と分析する。
- 8) マレーシア航空事件最高裁判決の評釈は多数存在するため、紙幅の関係上、道垣内正人・法学協会雑誌105巻7号995頁以下、多田望・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕166頁、小林他・前掲注1)41頁に掲載の文献を参照されたい。また、マレーシア航空事件の前後を含めた財産関係事件の国際裁判管轄の判例の流れについては、秋山幹男=伊藤眞他編『コンメンタール民事訴訟法I〔第2版〕』(日本評論社、2006) 77頁以下を参照。
- 9) 廣江健司『国際民事関係法—国際私法・国際民事手続法・国際取引法』(成文堂、2008) 29頁。道垣内・前掲注8)993頁注(12)も「判旨の一般論を擁護する見解はみられない」とする。もともと、小林他・前掲注1) 42頁以下は、マレーシア航空事件最高裁判決の読み方は、「原則としては民訴法の国内土地管轄の規定を国際裁判管轄に適用するが、『特段の事情』から『当事者間の公平、裁判の適正・迅速』という理念に反してくる場合には、国内土地管轄の規定を適用することは許されない、と判示したものと解するのが妥当であろう」と説く。
- 10) 例えば、マレーシア航空事件判決後、遠東航空事件判決が下されるまでの間に、特段の事情の有無を検討し、わが国の裁判所に国際裁判管轄ありと判断した裁判例として、東京地裁昭和59年3月27日中間判決判時1113号26頁、東京地裁昭和57年9月27日中間判決判時1075号137頁、判タ487号167頁がある。
- 11) 最高裁判平成9年11月11日第三小法廷判決(民集51巻10号4055頁、判時1626号74頁、判タ960号102頁)。本件最高裁判決の評釈・解説として、孝橋宏・最高裁判所判例解説民事篇平成9年(下)1320頁、同孝橋・ジュリ1133号182頁、同孝橋・曹時52巻4号246頁、高田裕成・国際私法判例百選〔新法対応補正版〕168頁、道垣内正人・ジュリ1133号213頁、海老沢美広・ジュリ1135号288頁、安達栄司・NBL662号67頁、野村美明・リマークス1999年(上)160頁、中野俊一郎・法教213号125頁、横溝大・法協117巻9号1356頁、竹下守夫=村上正子・判タ979号19頁、山本和彦・民商119巻2号267頁を参照。
- 12) 小林他・前掲注1) 50頁。
- 13) 野村・前掲注11) 162頁、海老沢・前掲注11) 288頁以下、道垣内・前掲注11) 214頁以下、安達・前掲注11) 70頁以下。判旨に賛成するのは、竹下=村上・前掲注11) 22頁以下、山本・前掲注11)

- 278 頁以下。最高裁が特段の事情に重点を置いた理由として、野村・前掲注 11) 163 頁は、孝橋・前掲ジュリ 183 頁を引用した上で「本判決は『特段の事情』アプローチを採用することによって、本件契約の準拠法に関する判断を示すことなく、我が国の国際裁判管轄を否定する結論を導いたものである」という説明が、国際私法の議論を回避するためであったことを示唆しているとし、「そうだとすれば、本判決は、『特段の事情』アプローチの具体的内容を示す先例としてはふさわしくないことになる。」とする。一方で、孝橋・前掲最判解 1335 頁は、「本判決は、義務履行地の国際裁判管轄の決定方法を明らかにしなかったが、これは、義務履行地の国際裁判管轄の有無が争われる紛争の態様には多種多様なものがあり得ることから、本判決においてこの点についての最高裁としての一般的な判断を示すことは相当ではない、という考慮に基づくものであろう。」とする。
- 14) 小出邦夫編『一問一答新しい国際私法 法の適用に関する通則法の解説』（商事法務、2006）98 頁以下、同編『逐条解説 法の適用に関する通則法』（商事法務、2009）192 頁以下、神前禎『解説法の適用に関する通則法 新しい国際私法』（弘文堂、2006）115 頁。旧法例における隔地的不法行為に関する議論については、溜池良夫『国際私法講義 [第 3 版]』（有斐閣、2005）394 頁以下、山田遼一、『国際私法 [第 3 版]』（有斐閣、2004）366 頁を参照。
- 15) 小出編・前掲『一問一答』99 頁、同編・前掲『逐条解説』193 頁、神前・前掲注 14) 118 頁、澤木敬郎＝道垣内正人『国際私法入門 [第 6 版]』（有斐閣、2006）235 頁以下、櫻田嘉章『国際私法 [第 5 版]』（有斐閣、2006）230 頁以下、廣江・前掲注 9) 226 頁、松岡博『国際関係私法入門 [第 2 版]』（有斐閣、2009）120 頁以下を参照。
- 16) 小出編・前掲『一問一答』100 頁、同編・前掲『逐条解説』194 頁。
- 17) 小出編・前掲『一問一答』100 頁以下、同編・前掲『逐条解説』194 頁。また、神前・前掲注 14) 117 頁は、通則法第 17 条但書の規定する加害者の予見可能性をめぐる立法段階における議論について解説する。同書によれば、通則法第 17 条但書の規定の経緯は「隔地的不法行為を念頭に、結果発生地法によることを原則とすべきことについては多くの支持を得たが、加害者の予見可能性を問題にすべきか否かについては見解が分かれた。そこで中間試案では、『不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、侵害の結果が発生した地の法律によるものとする。』との選択肢と、『不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、侵害の結果が発生した地の法律によるが、加害者がその地における侵害の結果を予見できなかったことについて過失がないときは、加害行為がされた地の法律によるものとする。』との選択肢とが掲げられ、パブリック・コメント手続の結果、後者の選択肢をベースにして通則法第 17 条が規定されたというものである。
- 18) 小出編・前掲『一問一答』100 頁、同編・前掲『逐条解説』194 頁、神前・前掲注 14) 121 頁。廣江・前掲注 9) 227 頁は、この「通常予見すること」の解釈については、「結果が発生する地という属地的なものについて予見することを意味するものと解釈する。その判断は、同種の行為を行う者に通常期待される程度の注意義務基準とすることであろう」とする。
- 19) 現在国会に提出されている「民事訴訟法及び民事保全法の一部を改正する法案」は、法務省ホームページ内の国会提出法案のページ<<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/houan43.html>>よりダウンロードすることが可能である。
- 20) 国際裁判管轄における民法 4 条 5 項の解釈については、秋山＝伊藤他・前掲注 8) 81 頁、外国の社団・財団の普通裁判管轄については、野村美明「法人その他の社団・財団の管轄権」高桑明＝道垣内正人編『新・裁判実務体系 3 国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002）61 頁以下、外国の社団・財団の事務所・営業所がわが国にある場合の民法 5 条 5 号の特別裁判管轄については、野

村美明「事務所・営業所の管轄権」同書 69 頁以下を参照。修正類推説は、民訴法 4 条 5 項の類推を認めず、日本の営業所の業務に関連する場合に限り認める（池原季雄「国際的裁判管轄権」『新実務民事訴訟講座 7』（日本評論社、1982）23 頁、道垣内正人「国際裁判管轄」高桑明＝道垣内正人編『新・裁判実務体系 3 国際民事訴訟法（財産法関係）』（青林書院、2002）44 頁、石川＝小島・前掲注 7）44 頁等）と解するが、これについて、秋山＝伊藤他・前掲注 8）81 頁は、結局、民訴法「5 条 5 号の特別裁判籍と重複する」と指摘する。判例・裁判例は、「マレーシア航空事件をはじめとして、その後の下級審でも、この管轄原因を承認するものが多い」。秋山＝伊藤他・前掲注 8）81 頁。

21) 秋山＝伊藤他・前掲注 8）120 頁は、「訴えが他の事務所または営業所における取引に関する場合には、本号の適用はない」とする。野村「事務所・営業所の管轄権」前掲注 20）69 頁以下は、国際裁判管轄の決定に関する修正類推説は、「主たる事務所を外国に有する法人その他の団体については、日本における事務所等の所在地にその業務に関連する事件のみ国際裁判管轄を認める」が、これについては、「外国の社団・財団が日本に営業所・事務所を有する場合に、一般的な訴えではなく業務関連の訴えに限定して国際裁判管轄を認めるルールは、多数国間あるいは二国間条約により、国家間の裁判管轄の合理的な配分が行われる場合には適切なものといえる。しかし、国際的な管轄配分の枠組みがない状態で、立法によらず仮定的な管轄配分による解釈によって自国の管轄原因を抑制することは、民事訴訟における各種の管轄原因相互間のバランスを崩し、裁判管轄に関する当事者の予見可能性と当事者間の公平を損なうおそれがある」とし、「日本に事務所又は営業所を有する外国の社団・財団に関する国際裁判管轄を、普通裁判籍によらないで、事務所・営業所に関する業務に関する訴えのみに限定するのは、少なくとも現行の国際民事訴訟法の解釈としては、採用するべきではない」と指摘する。

22) 高橋宏志「国際裁判管轄」澤木敬郎＝青山善充『国際民事訴訟法の理論』（有斐閣、1987）62 頁及び秋山＝伊藤・前掲注 8）83 頁は、不法行為地の解釈について、不法行為の原因行為があった地のみならず、結果（損害）の発生地も含むものと解されているとする。もっとも、池原・前掲注 20）31 頁は、「損害発生地を不法行為地と認めてよいか否かについては、なお相当問題がある。被害者の保護、立証の便宜等からこれを認める合理性があるが、無制限に認めるときは加害者が予見できない地での応訴を強いられる結果になる虞があるので、一定の条件を付ける必要がある」とする。

（平成 22 年 5 月 25 日受付、平成 22 年 7 月 23 日再受付）